

学校給食用物資登録業者の指名除外等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人広島市学校給食会が発注する学校給食用物資の調達に関し、不正又は不誠実な行為を行った登録業者に対する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「登録の取消し」とは、学校給食用物資の調達に関する規程（平成2年11月1日制定）第5条第1項に規定する登録業者名簿から抹消することをいう。
- (2) 「指名除外」とは、指名業者の選定に際し、当該登録業者を一定期間指名しないことをいう。
- (3) 「指名保留」とは、指名業者の選定に際し、当該登録業者の選定を一時保留することをいう。

(措置)

第3条 会長は、不正又は不誠実な行為を行った登録業者に対し、別表により措置するものとする。

- 2 登録業者又はその使用人が、別表に掲げる措置要件の一に該当する疑いがあると認められるときは、その事実が判明するまでの間、当該登録業者を指名保留するものとする。
- 3 既に指名業者として選定した旨の通知を行っている登録業者について、入札又は見積書提出のときまでの間に登録の取消し、指名除外又は指名保留に該当する事実が発生したときは、当該指名業者としての選定を取消すものとする。

(措置期間の特例)

第4条 措置を行う場合において、登録業者について情状酌量すべき特別の事由があるときは、その措置期間を短縮することができる。また、登録業者の過失態様及び過去の措置歴から極めて悪質であると認められるときは、その措置期間を延長することができる。

- 2 前条第2項の規定により指名保留した登録業者について、その事実が判明し、指名除外を行うときは、指名保留した日から指名除外の期間を算定する。
- 3 措置期間中の登録業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、措置要件の各号に定める期間の範囲内で措置期間を変更することができる。
- 4 措置期間中の登録業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったときは、当該登録業者について措置を解除するものとする。

(措置の通知)

第5条 会長は、第3条の規定により措置を決定したとき、又は前条第3項の規定による措置の変更若しくは同条第4項の規定による措置の解除を決定したときは、当該登録業者に対し文書により通知し、必要に応じて改善の報告を徴するものとする。

(措置の公表)

第6条 登録の取消し又は指名除外の措置を行ったときは、当該登録業者の商号又は名称、所在地、代表者氏名、期間及び理由を公表する。

2 公表の方法は、簿冊による閲覧及び財団法人広島市学校給食会のホームページへの掲示による。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 指名除外の期間中の登録業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではない。

(指名除外等に至らない事由に関する措置)

第8条 登録業者が指名除外等に至らない場合において、必要があると認めるときは、当該登録業者から始末書又はてん末書を徴するとともに、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附則

この規程は、一般財団法人広島市学校給食会の設立の登記の日から施行する。

別表

措置要件	措置の内容	期間
(規程違反) 1 学校給食用物資の調達に関する規程第2条の資格要件を欠いたとき。	登録の取消し	
(契約違反) 2 契約の履行にあたり、故意に物資の品質又は数量に関する不正の行為、その他契約に違反する行為をしたとき。	指名除外	1か月以上4か月以内
(業務に関する法令違反) 3 食品衛生法その他業務に関する法令に違反し、関係官庁から処分されたとき。	指名除外	1か月以上9か月以内
(贈賄) 4 登録業者又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕されたとき。	指名除外	逮捕の事実を知った日から起訴又は不起訴の処分が行われたことを知った日まで
5 登録業者又はその使用人が贈賄の容疑により起訴されたとき。	指名除外	起訴の事実を知った日から3か月以上12か月以内
(業務の妨害) 6 監督又は検査にあたり登録業者又はその使用人が職員の職務を妨害したとき。	指名除外	1か月以上6か月以内
(暴力行為) 7 本会発注の売買契約に関連して、登録業者又はその使用人が暴力行為を行ったと認められるとき。	指名除外	1か月以上6か月以内
(不正又は不誠実な行為) 8 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したとき。	指名除外	2か年
9 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。	指名除外	2か年
10 正当な理由がなく契約をしなかったとき。	指名除外	2か年

<p>1 1 代表役員その他これに準ずる者が禁錮以上の刑、若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>指名除外</p>	<p>1か月以上12か月以内</p>
<p>1 2 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>指名除外</p>	<p>1か月以上12か月以内</p>
<p>1 3 正当な理由がなく入札に続けて3回以上応じなかったとき。</p>	<p>指名除外</p>	<p>2か年</p>
<p>1 4 正当な理由がなく物資選定会に続けて3回以上学校給食用物資の見本の提出をしなかったとき。</p>	<p>指名除外</p>	<p>3か月以上12か月以内</p>
<p>1 5 学校給食用物資納入業者が不良品等を納入した場合の措置に関する規程（平成4年6月29日制定）により、納入停止3か月以上の措置を受けたとき。</p>	<p>指名除外</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>
<p>1 6 学校給食用物資納入業者が不良品等を納入した場合の措置に関する規程（平成4年6月29日制定）により、納入停止3か月以上の措置を受け、その措置期間終了後6か月以内に同一物資について、同様の措置を受けたとき。</p>	<p>当該品目の登録の取消し</p>	